

平成27年度 第2回海上の森運営協議会

日 時：平成28年3月23日（水）午後1時30分～午後4時00分

場 所：あいち海上の森センター3階 研修室

出席者：上田喜久委員、大谷敏和委員、國村恵子委員、酒井立子委員、
芹沢俊介委員、田中隆文委員、原秀男委員、
マリ クリスティーン委員、森眞委員（五十音順）

1 あいさつ

あいち海上の森センター所長 水嶋俊司

2 協議事項等

(1) 報告事項

ア 平成27年度海上の森保全活用事業の取組状況について

イ 海上の森自然環境保全地域維持管理事業について

ウ 海上の森保全活用計画2025について

(2) 協議事項

平成28年度海上の森保全活用事業の実施計画（案）について

(3) その他

あいち海上の森センターの管理運営について

「(1) 報告事項ア、イ、ウ」について事務局から説明

【座長】 ただいまの説明に対して質問、意見等がありましたらお願いいたします。

【委員】 以前から海上の森の森林里山生態系全体では質的な劣化が進行しているということで、ギフチョウの例を取り上げて私も意見を申し上げたことがありました。ギフチョウの個体数そのものが減少していることや産卵適地などが消失をしているということで、長期的なスパンで海上の森の生物多様性が緩やかに回復、再生していく計画性が重要であろうというふうに考えておりましたところ、今回こういう計画が出ました。それに際しまして、ギフチョウの生息地の整備を行うに当たってチェーンソーを用いて間伐等を行うということでありますので、間伐が逆に林床あるいは沢の攪乱につながらないようにくれぐ

れも配慮をしていただくということが必要と思います。

一方、林床の植生の変化というのはイノシシが原因というのが一部であると思います。スズカカンアオイそのものが被害を受けたかどうかという調査は入念には行っておりませんが、やはりそれも1つあると思います。

沢のところがある程度開けた開放的な環境が必要だということで、沢沿いの溪畔林が多少伐採をされるであろうと予測をすると、そのときにちょっとご注意いただきたいのは、タゴガエルが溪流の湧水が出ているようなところで産卵、繁殖をしているということがあるのと、水生昆虫のうち特にリターで幼虫の巣をつくる、例えばコバントビケラとかマルバネトビケラとかは、やはり一定のリターの供給量がないといけませんから、ある程度その辺のバランスも考えながら、とにかく緩やかに長期的スパンで計画的にやっていただくこと、生態系の攪乱は極力抑えていただくということをお願いをしたいと思います。

それにあわせて、この計画の30ページのところで読んで気になりましたのが指標生物です。今回はギフチョウということがありましたので、例えばふれあいの里のところ、スギ、ヒノキ、タケと書いてあるだけですけれども、そうではなくて、営農、里山、里地環境として田んぼとか水辺とかにかかわるようなアキアカネとか、トノサマガエルとか、ゲンジ、ヘイケともに出ていると思いますので、そういったものであるとか、それから、生態系保護区域であれば、ハッチョウトンボとか、ムカシヤンマとか、それから、オオタカとか、ギフチョウとか、カシナガの影響も若干あるかと思いますが、ミズイロオナガシジミだとか、そういうような何か指標生物というのがもう少し考えられてもいいのではないかというふうにあわせて思いました。

【座長】 何かお答えはありますか。

【事務局】 まず、スズカカンアオイ、あるいはギフチョウの生息に留意して間伐等をするべきでないかというご質問ですが、来年度は一部事業による間伐がございますし、企業連携の間伐等もございます。当然、ギフチョウやスズカカンアオイ、そういった貴重なものがあるところについては事前の調査を行いまして、そういった影響のない範囲で取り組んでいきたいと思っております。

それから、指標生物については、この保全活用計画では特に代表的な指標生物しか書いてございませんが、そういうご指摘があるということは承知しております。この計画については一応代表的な指標生物ということで整理させていただいております。

【座長】 ほかに。

【委員】 海上の森の中にはたくさんの生物が生息していきまして、最初はオオタカがいたことで海上の森が救われたという部分もありますが、今、オオタカがどれくらい残っているかということがよくわからないような状況であります。また、まだ決定にはしていませんけれども、国のほうではオオタカを保護する動物から外すという動きがあります。

今後海上の森にとってギフチョウをここでずっと保護していくのでしょうか。オオタカのようにいなくなるということになると、またそこで残念なことになります。

海上の森は何をメインとしてやっていくのかということが大事だと思います。このまま周辺環境を守ってあげることによってギフチョウがずっと生息できるような環境をつくってあげることが出来るならば、ある意味ギフチョウにとってのヘヴンになるわけですからとても大事だと思いますが、これもあれもで、こっちを整備するとまたこっちに植物が増えて、今度こっちの別のものがなくなってしまうとかモグラたたきみたいな感じになってしまうことが私は海上の森にとっては一番もったいないことだと思います。だから、ほんとうに自然にそのまま任せて、それで、自然に任せるところ、こういうふうになりましたとかという成果を見せるとか。

放置するのか、ずっと干渉していったほうがいいのかどうか、環境のプロではないのでよくわかりませんが、海上の森の意味というものが何なのかということもよくわからないので、県はどういうふうを考えているのでしょうか。

今はたまたまギフチョウに目が行っていますが、シデコブシも太陽がさんさんと輝いていると困るけれども、なさ過ぎるとまた困るということで、木の間引きとか、いろいろしていたみたいですが、そこのところがどうしていくのかちょっとストーリーとしてよくわかりません。

【事務局】 このギフチョウを今後やっていくエリアは、海上の森の自然環境保全地域として保全していますが、海上の森を自然環境保全地域として指定したのはここがいわゆる里山として非常に重要な場所であるためです。里山というのは今まで継続的に人が利用のために木を伐ったり、落ち葉かきをして管理して保たれていた環境でした。近年ギフチョウがいなくなったということもそういう影響かもしれないですが、やはり人手が入らなくなることによって里山という環境に依存して生きてきた生き物がどんどん数を減らしてしまっていると思います。そういう訳で、里山という環境を保全するということで指定しておりますので、継続的に手を入れて、明るい里山的な環境を守っていくことを目指しております。もちろん昔のように必要として木を切るだとか、森の手入れをするという

ことが今社会的に必要なないので、いかにしてやっていくかというところについては非常に難しい部分があるかと思いますが、それでも、そういう里山的な環境を人の手を入れて保全していくことを目標にして管理していきたいと考えております。

【事務局】 補足ですが、海上の森としてもこの10年試行錯誤で、海上の森の会と連携して森林の整備や里山の体験活動を通じてやってきました。この森を今後10年どうしていくかという大きな課題に当たった中で新たな保全活用計画をまとめましたが、御説明してきたように、各ゾーン毎にモデル的な森林の整備の形というのを描き、実施していきながら、どういう形がほんとうに本来の里山で、どういう形が生物多様性の豊かな森になるんだろうということで、まずこの10年をかけて試行錯誤していったエリアごとにモデルをつくっていかうと思います。そのモデルがほんとうにいいのかどうかということまで検証しながら、海上の森の外へ情報発信していくというのが本来のこの海上の森の役割じゃないかというふうに思っております。

あわせて、こういった里山を多くの県民の方に利用していただくということも大事ですので、保全と矛盾や対峙する部分もありますが、兼ね合わせをうまくやりながらやっていかなければいけないと思っております。

【委員】 先ほど委員がおっしゃった保全活用計画の表6の指標生物の件はとても重要なことだと思いますが、これを増やすという選択肢はないということでしょうか。例えばふれあいの里のところで、里山、里地の指標生物ということで、田んぼや田んぼの周辺環境に生息する生き物というのが入っていないのは非常に不自然な感じがするというのと、生態系保護区域の場合もこれからギフチョウのことを保護していくということであればぜひ入れたらいいのではないかなと思います。今日は保全活用計画2025についての策定スケジュールの最後の段階ですが、ここでそれを訂正するという事は全くないということでしょうか。

それから、ギフチョウの保全計画で間伐をされるということですが、その木は出すのでしょうか。

もう1点ですが、この保全活用計画の中でも随分話し合われた点だと思いますので感想ですが、先ほど事務局も言われたとおり、里山という環境を守っていく、そのための指標生物を保護していくという意味でのギフチョウの保護だと思いますが、おっしゃったように今利用している森でない、実際には里山でない森でギフチョウを増やすということで、県の非常に大事な予算を使って年に何回されるかわかりませんが、木を切るというこ

とをやられると、そのときは確かにシデコブシでも随分よくなったというふうに私も思っていますので効果はあるのではないかなとは思いますが、そもそもやり方がおかしいのではないかとこのところが感想としてありまして、別の委員がおっしゃったように、モグラたたきのというか、根本的な問題解決にはなっていないと思います。

私もいろんなところの現状をこれまでも見てきたので、矛盾する部分は非常にあると思いますけれども、本当に里山を守る、里山を考えるのであれば、やっぱり人を入れるということをしなないと「何なんでしょうね」というような感じがしてしまうというのが感想です。

【座長】 いかがでしょうか。

【事務局】 指標生物については24ページ、自然環境保全地域の中の23、24で、自然環境保全地域の特徴ということで指標となる植物が明記してありますが、先ほど出ました表6には書いてございません。その辺の整合をどうとるかということについては少し検討させていただきます。

間伐したものは出すのかというお話ですが、間伐のやり方はいろいろあります。利用できるものは出すし、利用できないものはそこで刻んで肥料にしたり、崩れないように等高線状にして林内で返すとか、いろいろなやり方がありますので、それは一概に言えません。

それと、人を入れるという話は、特に人材育成ということでは保全活用計画には明記してありますので、ここで引き続き担っていただく方も当然人材として必要ですけど、ここで得られた技術を外で活躍していただく、そういう人材もあわせてここでやっていきたいと思っておりますので、前の運営協議会ときにはそもそも人がいないのでは里山じゃないというような意見もありましたが、そうは私どもは思っておりません。いろんな主体に山にかかわっていただくことで里山の環境が維持されるのであれば、まさに今委員が言われたことだと思っており、そういうことをこの保全活用計画に明記してあると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

【委員】 ギフチョウですが、以前歩いた時にはいっぱいいました。それがどうして万博が終わっていなくなっちゃったのかということになる。何で今ごろ保全して、間伐、明るくするのかと。どうして前から何でやらなかったのか。役所というのはいろんな手順を踏まないとなかなか進まないなど。すぐ行動に移せないところがあって、それをクリアしないと今後も同じような問題が起こるんじゃないかと。私、前、中学校で40年前遠足で通っ

たところでキキョウもあったんです。珍しい魚もいたんです。いっぱい飛んでいたヘイケボタルもいなくなってきたし、そういうものがどうしてなくなったのかなど。

資料の参考2ですが、海上の森というのは500ヘクタールあるんですね。間伐面積を合計したんですけど、昨日、資料を電卓ではじいて全部合計すると57.82ヘクタールです。10年で57というのは約10%ですから、1年で1%の間伐かと。そんなスピードでいったら、あるところは間伐して良くなったというけど、全体的に見たらどんどんと暗くなるのではないかと。この辺をどうやって今後海上の森を守っていくかなと考えたとき、500ヘクタールのうち毎年1%かと。その辺も議論しないといけないなと思います。

それから、森に人が入らないかんということで、海上の森大学の同窓会もやっておるんですけども、協定を結べば入って間伐できるという話も進んでおります。そういう形でいうので入れるかなと楽しみにしています。

【事務局】 今、間伐は530ヘクタールのうちの百幾つと言われましたか。

【委員】 合計すると57、合計すると57.82ヘクタールなんですよ。

【事務局】 間伐という言い方は林業用語で、例えばある程度の年齢のところまで人工林の間伐をするのを間伐という言い方をするんです。例えば60年を超えるような年寄りには間伐という行為は行いません。ですから、60年生以下で間伐を対象とするのは80ヘクタールです。そのうち15ヘクタール、期間中に40ヘクタール、だから、半分を間伐すると。大体、間伐というのは10年から15年に1回の間伐ということになっておりますので、そういった意味では人工林の間伐というのは普通の広葉樹の間伐とは全然違います。それ以外は、間伐というよりも、例えば先ほど私が申し上げたように、モデル的にどういう形で広葉樹の木を抜き切りしたら、コナラの炭やまきをとるような萌芽林のような山になるのかだとか、もう少し切ったらオオタカが飛べるような、そういう林内空間になるのか、ギフチョウやそういったカンアオイが育つような、そういう林床の空間になるだろうかということ、モデルをつくって皆さんと協力した上で取り組んでいかないと、県だけではできない話ですので。

私どもは職員が全員で530ヘクタールの森林調査をしておりました。その中で、こういった部分はこういうような森の仕立てがいいのではないかと、こういったところは企業の連携がいいのではないかと、こういったところは造林事業、要は国のお金を使った人工林の間伐がいいとかとってモデリングをやっております。そのモデリングである程度の整備ができた上で皆様にお諮りをいただいて、ここはもう少しさっき言ったような生物多様性

の森にしたほうがいい、ここは人工林の間伐でしっかり林業経営する山で木材を出したほうがいいのではないかと、そういう議論をまた来年度も含めて皆様にご相談しながら整備していきたいと思っております。

【委員】 さっきのギフチョウの保全区域での保全の際の間伐材を出すのかどうかというのをお聞きしたかったですけれども。

【事務局】 候補地1と2がありましたけれども、1というのが屋戸の湿地のすぐ100メートル上流というところで間伐を行うんですが。

【委員】 あまり大きな木はないですよ。

【事務局】 あまり大きな木はないです、ご存じのように。あそこの木は搬出は考えていないんですが、湿地がすぐ下流にあるものですから、専門家の意見を聞きながら、切った木をどこに積むのか……。

【委員】 置いておけばいいのかということですね。

【事務局】 そうです。それはこちらのほうも気にしています。ササ刈りしたササもどこに置けばいいのかというのは気にしています。

候補地2のほうは向こうの駐車場からすぐのところの沢なんですけれども、下流にそれほど重要なものがある湿地もないものですから、あそこはもう積んだまま置こうかなと思っております。

【委員】 堰堤の近くですか。

【事務局】 堰堤を越えたところ、堰堤の上流部ですけれども。

【委員】 その材を置いたことによってギフチョウの幼虫に影響とかはないんですか。

【事務局】 特にそういうお話は聞いてはいませんし……。

【委員】 今はあまりいないからということだと思うんですけど。

【事務局】 こちらの生態特性のところを見てもらうとわかるんですけど、さなぎになるときには朽木の裏とかでさなぎになるという話も聞いていますので、逆にいいのかなという気はしますけれども、素人考えですみません。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【委員】 変形菌に私はこだわっておるんですけども、海上の森で変形菌が見られるところというのはほんとうにごくわずかです。ちょうどいいように、知っていてやったのかどうかわからないんですけども、間伐した木が積み上げられて朽木になっていると。そこで雨降りの後に行ったらあったと。リクガイについてもそうですね。駐車場のあたりか

らあの辺へ行って探したけれども、リクガイがなかなか見つかりませんでしたけれども、ちょうど変形菌が見つかったところでリクガイが、おっ、いるじゃんということで見つかったんですけれども、伐った木の処理をどうするかというのも大事だなと。どういうふうに積み上げて、ほかの生き物というのは知らない菌類だとかいろんな生き物、変形菌もいますから、カタツムリも、そういうものもやっぱり配慮してほしいなと思っています。

【事務局】 先ほど委員からご意見いただいた何で今ごろという話がありましたが、やはり先ほどから申し上げていますように、人手を入れて管理をしていかなきゃならないところで、自然環境保全地域だけでも100ヘクタール以上あるんですが、県の予算でそれを全部保全していくというわけにもいかないものですから、これまでは優先順位ということで特に優先度の高いところ、シデコブシのところだったり、屋戸の湿地のところだったり、そういうところからやってきましたが、常に頭にはそれだけではいけないというのがありました。次にできることということで今回ギフチョウのことを、やらせていただいたということです。

今回やるところも全体の100ヘクタールに比べたらかなり小さなところですので、いかにどんどん人を入れていくかというところは常に頭を悩ませているところで、我々としても企業さんと協定を結んでやったり、人も入れていったりということはやっていますが、それではとても足りない状況ですので、ぜひともその辺の方策についてはこの委員会のほうでもいろいろご教授願えたらありがたいと思っております。

【委員】 愛知県にはギフチョウがいる地域はほかにあるんですか。

【事務局】 尾張部のほうはかなりまだいます。春日井市とか、犬山市とか、あちらのほうにはかなりたくさんいるんですけど、三河部のほうがほとんどいなくなってしまったというふうには聞いていますけれども、その辺他の先生のほうがお詳しい。

【委員】 だから、こちらで守っていく理由というのがもうちょっとあるとわかりやすいかなという感じがするんですけど、あともう一つは、海上の森が今後県にとってどういう位置づけの森なのかということをもっと明確にすべきじゃないかなと思うんですね。里山であるということがとても重要だと思うんです。というのは、里山だからこそのように万博の後でも残されたわけです。真庭市でこの間たまたま話を伺って、林野庁がものすごく力を入れて、真庭市が自分たちで廃材をペレット化して、それをエネルギーにしているんですね。里山というものはもちろん江戸時代の里山もあれば、明治時代の里山もあって、近代、やはり人間の生活とともに変化している中で、今、近代の私たちが里山として定義

をつくるということもすごく大事だと思うんですけど、例えばそうやって真庭がやっているような形でいろんな間伐したときのそういうものをペレットにして、それでエネルギーに変えてと。そこで、また利益を得ることによって、またそれが里山に還元できるような、こういう持続可能な里山づくりというものをつくり上げるということも1つ海上の森の生き方じゃないかなと思うんですね。なので、来年いろんな話が固まってくるというふうに言われましたけれども、やっぱり県の海上の森の位置づけプラス今後どうやってここを生かしていくかということも、1つ何かストーリーがそこに入ってくれることによって海上の森がもっと生かされる里山になるんじゃないかなと思うので、そういうこともぜひ考えていただければと。ただ、やりましたというのはもうこの10年でよかったと思うんです。

【委員】 ギフチョウのほかの生息地ということで、県内全域で見れば西尾張のところ、特に春日井ですね。春日井から多治見のほうにかかる東濃地方の丘陵地帯のところ、あと西三河の里山、それから東三河の里山ということで結構広く分布はしているんですけども、海上の森のこの10年ほど激減しているところはないですね、逆に言えば。それは逆にそこだけ、ほかにも開発されて一掃されてしまったところもありますけれども、この保全された状態の中で減少率が極めて高いというところは典型的に海上の森なんかはそうではないかと。以前、ほんとうに100頭ぐらい飛びましたし、物見山に登っていく間に20、30は見られて普通だったということです。私もそうでしたけれども、それで、今ほかできちんと繁殖をしているところとある程度比較をするということも必要だと思うんですねデータとして。そういうところとどう環境が違うのか。10年ぐらいでしたらデータはとってあると思いますので、そこと比較をした上でどういうふうに林床や、先ほどおっしゃったような回復のためのミチゲーションのところをどうやっていくのかということもさらに理論づけていくということも1つ検討されてはいかがかというふうに思います。せっかくでするので、100の治療より1つの予防でございまして、せっかくですから最初にそれをやっていかれたほうがいいかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【委員】 活用計画2025の50ページPDCAサイクルによる計画の進行管理というのがあって驚きました。PDCAサイクルが入るということで、運営協議会で協議をしながら点検、見直しを繰り返し行いということです。今後そういったことがきちっとできるように大変期待をしております。そのためにはちょっと2回じゃ少ないんじゃないかなというふうに今感じてしまったのですけれども、具体的なところで計画の点検、見直し

ということをこの場でできるようにしていただけることを切に願います。

【座長】 回数に関してはおそらく予算や何かの問題があってそう簡単には増やせないと思いますが、また必要に応じて委員の皆様にご意見を聞くなどして、より密接なコミュニケーションを図っていただきたいと思います。

【委員】 私、海上の森の会なんですけれども、今、主に間伐に関してはサテライトのそばで県の用地1.7ヘクタール、そこをずっと10年来やらせていただいております。それと、企業連携の方のサポートということで、それについては大体1回につき3人ぐらいがついてサポートしております。そのような場合、ある程度間伐の前に下見に行くんですけど、その中でカンアオイとかが見つかったら、そこは絶対間伐をやらないような形で進めております。しかし、ここにカンアオイが群生しておるなという場所はもうほとんど見当たらないですね。ぽつぽつとあるだけで。一応私らも森林インストラクターがおりますので、そこはちゃんと植物があったらマークして切るなとか、そんな形ではやらせていただいております。

それと間伐を私らボランティアでやっておるんですけど、月4回出てくれるのが1回6人から10人の間なんです。その中で1日の行動で何本切れるかといったらもう限られておるんですよ。それを今度は倒したばかりじゃなくて、全部土どめに使っていつています。倒すだけだったら早いんですけど、それをまた枝払いして土どめにやっておるものから、それは1日の進捗率というのはものすごく悪いです。しかし、一回私らが今やらせていただいておりますところを見学していただければ、いかに日が当たってきておるかというのはわかるかと思えます。また近くに來たら見てください。

【座長】 ありがとうございます。

私のほうからちょっと一言、先ほど指標種が出ましたので、30ページのふれあいの里のスキは経済目的で植栽されている。そういう意味では田んぼの稲と同じです。この指標種というのを増やすのかどうかというのはさておきまして、とにかくそれは指標には違いないです。問題はタケですが、これは今もう最大の厄介者です。愛知県ではむしろ排除目標ですね。もちろん排除目標だって、だから、これが拡大しないように指標として注意するんだというなら指標で結構なんですけど、指標というと往々大事にされる。タケはとんでもない話ですので、その点はよくご留意ください。今、タケ退治が多分里山の最大の課題ですね。

それから、里山、いかに頑張ったってもう大半は自然の成り行きに任せるよりほかない

わけです。そういうふうな中でどのようにしたらいいのか。それはいろいろ検討をする必要があると思います。

それでは、次に2の協議事項、平成28年度海上の森保全活用事業の実施計画についてお願いいたします。

「(2) 協議事項」について事務局から説明

【座長】 それでは、ただいまの件について、ご質問、あるいはご意見、ありましたらお願いいたします。

【委員】 先日、あいち自然環境団体・施設連絡協議会がありました。聞いてきたら、AELネットとかに力を入れるという説明を聞いたんですけども、これ、どうやってセンターとしては充実していくのかなと思って。県はこれにものすごく力を入れているみたいだから、冊子までつくって、いっぱい集めると景品が出たりとかやっていますよね。

【事務局】 まず、海上の森のことを深く知っていただくというのが非常に重要ですので、チラシの配布だとか、海上の森の行事についてPRとか、まずそういうことから各環境学習施設への普及、PRをしていく必要があるのではないかとこのように思っております。

【委員】 せと環境塾ですけども、私も環境塾の委員で、瀬戸市の環境塾というのは瀬戸の環境基本法にのっとってやるのが趣旨とのこと。自然観察も愛知県下で私らの会は年間430回やっておるんですよね。430回開催されている観察会で、東三河ほかいろんな支部へ観察会に行くんですよ。そうすると、そのときに自然観察という見方が各観察会で違ってきているんです。名前にこだわるとか、分類をやりたいとか、自然に親しむ、もうさまざまなニーズがあって、例えばシニアの方を対象なのか、対象によって入り方、入り口と突っ込み方が違うもんだからというのが言いたかったです。

それから、海上の森大学修了生ですけども、私、大学の同窓会長もやっていますけれども、なかなか修了生が、1人ずつはみんなやっているんですけども、同窓会で集めて何かやるというのがなかなかまとまりません。会員が今のところ50人ぐらいおるんですけども、同窓会長が事務を全部やって、発送も印刷もやっている異常な会になっております。センターの所長さんのバックアップ、協力を得ながらやっという計画でありますので、これを期待しております。田中先生にもバックアップしてもらっていますので、今後期待してください。

【座長】 ほかにいかがでしょう。

【委員】 先ほど事務局からお話があったんですが、まずは海上の森を知ってもらうということで、ちょっと疑問に思ったのが万博から10年たったところで海上の森への訪問者というのは増えているのか。増えてはいないのかなと思うんですけど、すごく減っちゃっているのかどうかということをもまず1つお聞きしたいのと、もう一つ、多分、協働・連携の推進、普及・情報発信もそうだと思うんですが、海上の森を知ってもらうというところをもう一度しっかりやりたいということ念頭に置かれていらっしゃるならば、とにかくこの部分でいろんな工夫をこれからされていったほうがいいんじゃないかなというふうに思ひまして、1つ提案なんです、企業連携で森林整備というふうになっているんですが、森林整備だけではなくて、例えば企業に海上の森を使ってもらって、そこで会社と連携して自然観察のイベントを行うとか、そういった方向での連携というのものもあるのではないかなと。そういうことであればご協力もさせていただけるかなというふうに思ったんですけれども。

【事務局】 企業連携の企業向けの海上の森保全活用プロジェクトというのがありますが、実は、これ、企業さんにCSR活動というところでも森林整備だというふうな念頭で思っている企業さんが非常に多いんですが、実はこの海上の森というのは森林だけではなくて農地もありますし、里の暮らしや文化もありますし、自然環境そのものもありますので、今、体験学習プログラムをきっかけに企業さんにCSR活動の一部をそこで担っていただくような仕組みを実は考えていまして、今のところ4社の方に直接訪問して、そういった体験学習プログラムの中身でお試しで参加してもらえないかというお声がけをしております。反応は非常にいいので、あとは相手企業との日程等が合うかどうかということにもなってきますが、ぜひそういうのをきっかけに企業さんも田植えを体験してみるとか、野菜をつくってみるとか、あるいは海上の暮らしや文化を学んでもらうとか、自然観察ウォッチングを企業の方と一緒にやるとか、そういう呼び水的なことを我々も来年度以降も仕組んでいまして、それが海上の森を知ってもらう、強いては担い手育成にもつながるんじゃないかというふうに考えております。

それから、先ほど委員から海上の森大学の話が出ましたが、海上の森大学の後の後継の人材育成の中でもCSR活動を行う企業の研修会をそういったことでやるとか、そういう仕掛けをやったりやらないと、どうしてももう10年たつと、特にセンターのほうですと展示のリニューアルも年に4回ぐらいしか展示は変えていないので、結局見ても飽きちゃ

うんですよね。リピーターの方というのはここに来ずにそのまま山の中へ入ってしまますので、そういう意味で減少してきたというのが、1回見て、まあ、いいやというふうな人が来なくなったというのが今の実態の利用者数なのかなと。そのかわり、海上の森のほうは大体年間9万人前後、こちらが2万人弱ですね。ただ、2万人弱で落ちていますので、そういったところを、ここの展示も少し県だけじゃなかなかできない部分がありますので、団体さんに声かけをして、そこを貸して展示スペースを提供して企画展をやるだとか、先ほど企業の連携もありましたけど、企業さんに田んぼや畑を貸すとかもやっていきたいなと思っています。

例えば畑なんかですと、私、何度も言っているんですけども、野菜ですと回転が早いので管理は大変ですけど、お茶畑だとか緑化木みたいなものでしたらそんなに水も要らないですし、比較的入りやすいのかなという気がしますので、そういった面での企業さんへの声かけもしてまして、何とかうまく今使っていない保全農地を農地に生かす方法もこれから10年考えていきたいなとは思っています。ほんとうに田んぼをやりたい人がおれば、来年の体験学習プログラムの中にもスペシャリストということで一定エリアを入れてきた人に自分で耕作させるエリアも貸して、実際にやっていただくことも考えていますので、それがうまくいくかどうかはこれから検証、それこそPDCAサイクルですけども、毎年毎年検証しながら、何とか知ってもらっただけじゃなくて、ここでいつてもらおうというか、活躍してもらおうというか、いつくまではいかないですけど、活躍してもらおうとか、先ほど言った広葉樹のところも自分たちで、ボランティアさんに入っていて好きなように切ってくれという話ではないんですが、自分たちの考えで小面積の木を切りながら学んでもらって、どういった森がほんとうに生物多様性の森になるかということも知ってもらおうということも非常に重要ですので、いろんな仕掛けを考えておりますので、ぜひ長い目で見守っていただければと思っております。

【委員】 資料1の中で累計が20万人ですね、10年で大体。そのうち今年の1月で1万2,000だから、かなり減っていますね。これで見ると、私、瀬戸市の学校におりましたから、幡山東小学校というのは、ここへ来て初めて地元だから行こうよと遠足が変わったんですよ。それまで南公園ばかり行った。1年生、2年生は南公園と決まっておるパターン、そのパターンを変えるというのは大変なんですね。何で変えるんだというので。何とか地元で歩いてすぐ来られるからということで幡山小学校がここへ来られるようになった。毎年遠足で来ると。そうすると、一旦ルールを組むと毎年1年生か2年生がここへ来

てくれます。もう一つが菘山小学校、2つですね。いっぱいまだあるのに、何で来ないのと。

瀬戸の先生も来ないんです。海上の森大学で環境教育というのがあるんですね。瀬戸の先生、チラシを配るのが瀬戸市の教育委員会へ持っていけばぱっと配って、先生たち、来られるのに、もう夏休みで、配ったところには夏休みに入っちゃって、見るのは募集が終わってからというのがあるから、何かもっと瀬戸市と、課長さんがみえるから、連携をとるといいかななんてつくづく思います。私も瀬戸において、もっと瀬戸の学校の先生とか、来てほしいなど。集客力も遠足で来ればいいかなと。

【委員】 そうですね。ちょうど環境課の目の前が学校関係で、いろいろ情報を提供するんですけど、やはり教育も非常にゆとりがないというのがありまして、うちもごみ減量の関係のことをやっていただけないかということで幾つの学校を回って、ほんとうにそこに意識をお持ちの先生がいらっしゃるとそれに乗っていただけて、去年もいわゆるごみの最終処分場であるとか、そういうところを見学に小学校4年生の子たちを対象にして回ったということがあるんですけども、全校を回ってやっと1校だけそれに乗ってくれたという状況があるんですね。

【委員】 教育委員会と目の前なのに何で話をしないのかなと思って。

【委員】 自分たちも海上の森と瀬戸市の関係について、当然ですが、海上の森というのは瀬戸の中にあるわけですし、その中でどういうふうにつなげていって、自分たちも逆を言えば海上の森を活用させてもらえないのかなということを考えて行かなければならない。これまで10年間はずっと県の方たちがやっていただけているんだというような意識がありました。でも、今後はそうではなくて、どうやっていわゆる協働をしながらこの海上の森をどういう位置づけで守っていけるのかなということと一緒に考えていく立場に変わらなきゃいけないのかなということも自分なりに考えてはいますので、委員さんが言われるように、ほんとうに自分たちの課の目の前に教育委員会はございますので、タイミングよくいろんな資料等を配って、校長会なんかにも出向いていって、一緒に趣旨説明などをして関心を高めていって、未来を担う子供たちに自然の豊かさを肌で味わっていただくような体験を数多く知っていただけるように努力したいなというふうには考えております。

【座長】 教育委員会と事務局の連携というのは、これは非常に難題で、以前私、名古屋市の環境部に行って、名古屋市の環境部から北にどんどん進むと地球を一周回ってこれ以上遠くに行けないところに愛知県庁の環境部があると、いやみのつもりで言ったんですよ。

そうしたら、あんたは知らんだろうけど、もっと遠いところがあるぜと。それはうちの1階下だと。1階下というのは教育委員会、名古屋市の教育委員会と言われたことがあって、学校教育、私も教育系、養成系のところにいましたからいろいろ事情はわかるんですが、学校教育との協働というのはなかなか難しいです。学校はそんなに余裕がありません。それから、やはり責任問題というのがあって、なかなか新しいことができないというふうなことはありますけれども、ぜひ工夫をしていていただきたいと思います。

私のほうから1つお願いがあります。自然環境の保全の希少動植物の生息・生育状況調査なんですけど、これ、実は博覧会の際にこの地域の植物の調査を担当して、この海上を徹底的に歩き回った橋本さんという方がいます。プレックなんですけれども、本来ならその人に頼まないとどうしようもないんでしょうが、その人はアメリカに行っていて頼めません。どういうふうにするかよくよく考えていただきたいと思います。

【委員】 資料3-4の6ページについて、先ほど竹林の話があったんですが、昨年いただいたものには表1の海上の森における林相構成比率の時系列変化というので、小数点以下で竹林の表記があったんですね。一番最初にいただいたもの。小数点以下を省略してしまうと竹林がゼロになってしまうので、表記する意味がないですから、小数点以下を表記されたほうがいいのかどうか。ここでそれは結論が出るかというふうに思いますが。

【事務局】 現行計画では小数点1位で整理してありますが、今回は正数止めになっております。一度持ち帰って検討させていただきます。

【座長】 例えば77%、64%なんていうのはこれで十分ですけれども、ゼロとか1とかいうところはやっぱりもう一桁くらい表示をしないとその意味がわからないと。そうすると、例えば77とかが有効数字で幾つまで出せるのかというのがあるんですけれども、やっぱり小数点下一桁くらいは表示しておくほうが良いような気もいたします。

それでは、大分時間が迫ってきましたが、次にそのほかなんですけれども、あいち海上の森センターの管理運営について、公開ヒアリングでの意見、資料5があると思います。これについて事務局からご意見を伺いたいという申し出がありましたので、そのほかの議題としていただいております。ついては、公開ヒアリングの結果と対応案について、県のほうから説明をお願いいたします。

「(3) その他」について事務局から説明

【座長】 この指定管理者制度については賛成の意見も反対の意見もあるとは思いますが、一般的に言いますと、今まで指定管理者制を導入している施設というのは、言ってみれば

末端施設です。そんなことを言うと実際に導入しているところに叱られそうな気もするんですけど。ですから、海上のセンターが指定管理者制に移行するということは、ある意味ではここはもう県の全体の話扱う場所ではなくて、海上の森に限定した末端施設ですよという烙印をある意味で押されてしまうことになります。これは実はこのセンターの今後の発展にとって非常にゆゆしき事態だと私は思うわけです。当初はここで議論をして議事録に残しておいていただければというふうな話もあったんですけども、多分それでは甘い。どこ宛てに出すかというのはちょっとよくわからないんですけども、とにかく我々としてできることならば意見書をまとめて、私の意見としてはぜひ県直営で今後も続けてくださいというふうに申し上げたいと、そういうふうな意見書を提出するほうがいいのではないかと思うわけです。

まず考えておかななくてはいけないのは、仮に指定管理者制度を導入することになった場合、その受け皿として常識的に考えられるのは海上の森の会です。海上の森の会としてはどうお考えでしょう。

【委員】 実際、今、本音を言いますと、私どもの会員の平均年齢も68です。新しい方には加入していただきたいのですが入らない、もうどんどん年をとって行って、あと何年したら70を超えるかもしれませんね。その中で私らにそれだけのやれる能力があるかといったら、もうそれは到底無理だと思うんですよ。なので、県とタイアップしてやらせていただけるんだったらそれはできますけど、私らの独自のだったら、金をこれだけ出すからやりなさいと言われても、私の意見としてはもう無理が来ると思うんですよ。やっぱり県との協働でやらせていただければ一番いいと思います。

【座長】 これはおそらく全体としてどういうふうに考えるのかというのは海上の森の会全体として協議をしなくちゃならない問題だとは思いますが、差し当たりいかがでしょう。皆様のご意見で、いや、これはもう指定管理制に移行したほうがいいよというふうなご意見ってあるでしょうか。

【委員】 むしろ聞きたいのは、センターのほうは何がベストな形なのかと逆に教えていただけたほうがいいと思うんですけど。

【事務局】 当然、それはあいち海上の森条例に書いてありますように、県と県民組織との協働による保全と活用ですので、県の直営が一番いいに決まっていると思います。森の会にお任せするとした場合問題なのは、さっき委員が言われたように、それを担う方というのをどうやって確保するかということですね。海上の森の会が高齢ということもありま

すので、若い人をどうやって入れるのか。海上の森の会も今後どうしていくのかということも当然ございますので、県と一緒にあって、一緒に海上の森の保全や活用をしていただく方をどうやって確保するかというのが県としての責任というか、そういうのもあると思っております。

【委員】 これは10年、20年後の話ではなく、ほんとうにもう来年、再来年に迫ってきているので、この1～3年で海上の森の会の皆様方がぐんと年を召されて動けなくなるということじゃないと思いますし、むしろ5年、10年はまだ皆さん、とてもお元気でいらっしゃるんで、今この時期からあと5年ぐらいはこういうふうな形でされて、それから、また次、担う方々をその間につくっていくなり、もしかしたらそこでお手上げとなるかもしれないですけども、少なくとも今の現状のこの段階だと、私もいつも皆様とご一緒させていただいて、私より皆さん健康ですごく頑張っているわけですから、一番海上の森を愛して、そして、なおかつ今までずっと海上の森のために頑張ってきてくださっていた方々がそのまま継続することがいいと思いますし、年齢云々の問題じゃないんじゃないかなというふうに……。

【座長】 継続するかどうかの問題ではなくて、県が直接、管理運営から手を引くかどうかという話です。それは手を引くべきだと、手を引いて海上の森の会に任せるべきだという意見ですか。

【委員】 一緒にやっていくという形の中で海上の森の会がやっていただければ、県が支えるわけですよ。違いますか。

【事務局】 県の協働相手として引き続きお願いをしたいと考えております。

【委員】 そういう形が一番、私もどっちかがということではないような気がするんです。

【事務局】 指定管理者制度を導入すると民間事業者や海上の森の会による管理運営というふうになりますから、それだと県が一步引くという形になってしまいますので、条例の趣旨に合わないかなということなんです。

【委員】 県がいないと、海上の森は大変じゃないですかね。おそらく外の、私、いろんな指定管理者制度でやられているところを見てきていますけど、むしろ大変のような気がするんですけどね。県がバックでいてくれることが一番……。

【委員】 先ほども言いましたように、これも私の意見です。思っておることですけど、やっぱりもう高齢化になって、私らでも、要はある森のメンバーは山の中でまだ間伐をやっておるわけですよ。もうその人らも平均年齢70を超えているんですよ。すごく足場

も悪いところで、皆さん頑張ってくれているのですが、やっぱり海上の森の会だけでこの中を見られるかと言われたら、ちょっとそれは今の情勢では私らは無理だと私は思います。やっぱり県の方と一緒にやらせていただいて、指導していただいて進めるんだったらまだできると思うのですが、やっぱりこれだけの広い、エリア的に530ヘクタール、その中でこれだけやれと言われても、山の中の整理といったらものすごくえらいですからね。今の里山でも、今の米をつくっておるところでも、やっぱりメンバー、それと、生徒さんも募集しますけれども、草刈りなんかでもものすごい大変なんですよ。

【委員】 県が協働でやるという条例があるのに、公開ヒアリングのこの委員さん、質問者6人全員が再検討が必要と。やっぱりお金のことですかね。お金だけのこと？条例よりもお金？

【座長】 県がやるということは、別に県がお金を出して指定管理者制にしたって県がやらないということではない。運営費は当然出しますのでね。だから、それだけを前提にすれば絶対指定管理者制に移行したらいけないという話にはならないと思いますね。

【委員】 やはり条例にのっとって、県と県民組織との協働ということで本来運営されるべきですので、委員会としては座長提案もありましたので、そういうことで意見をおまとめいただけるのが一番いいかと思います。ただ、課題は県民組織イコール現在は海上の森の会で議論されていますが、そこがほんとうに踏ん張れるのかどうか、どうしたらいいのかは一、二年で真剣に議論をしていかないといけないと思いますので、それは宿題にしてはいかがでしょうか。

私も全国のこういう里山とか森林管理のいろんな施設の運営形態も見させていただいている事例が幾つかあります。横浜自然観察の森は日本野鳥の会とか、それから、豊田自然観察の森とか、いろんなスタイルがありますよね。ですので、どういうものかいいのかはほんとうに真剣にご議論いただかないと、多分、海上の森の会の方たちは悩ましい一年を過ごされることと思いますので、いかがでしょうか。

【委員】 指定管理者制度になっても海上の森の会が引き続きというような前提のお話が多いかと思うんですけども、それは何ら保障されていない話であって……。

【座長】 もちろん保障はされていないですけども……。

【委員】 指定管理者制度になった場合に全く担うべき能力を持っていないところがそれを担ってしまうという可能性もあるわけですよ。そういうときにほんとうに大丈夫なのかという話のときに、私、一番気になるのが森林とか里山とかいうのがマニュアルだけで

はどうしようもないという話があるんですね。今日も指標植物のところにもっとこれを上げたほうがいいんじゃないかという話もあるんですけど、そのリストに指標植物が上がったら、それだけを見て、これが指標植物だと。それ以外には指標植物はないんだというふうにマニュアルだけで突っ走っていくと、ほんとうにできるものだろうか。いや、そうじゃなくて、マニュアルに載っていないけれどもこれは大切だねとか、あるいはマニュアルにタケが載っていたら、タケは座長さんが言われたように排除するという意味での指標なんだとか、そういういろんな解釈があって行かなくちゃいけないし、それから、間伐をやりましょうというのもさっき委員のほうからお話があったように、間伐をやろうと思って下見に行ったら、そこに貴重植物の群落があったりすると、そこは間伐をやめておこうとか、もうほんとうにマニュアルどおりにいかない。

ルールを引いてあったらそのルールだけ走ればいいという世界ではないよというところが一番重要なところだと思うのです。そのところでオオタカの話があったり、イノシシがあったりした場合に、じゃ、水生植物はどうなるのというような委員の話もありましたように、いろんな見方、いろんな立場がある。どの生物を大切と思うか。どの空間を大切と思うか。あるいは、間伐したものを運び出すのか出さないのか、じゃ、どう積み上げるのか。それがまた朽ちてほかのものが育つことになるのか、あるいは環境を悪化させることになるのか、いろんな見方が必要になって、いろんな見方というところをかかわっている人間がお互いに意見を闘わせて、さあ、どうしようというところをやるというのが重要だと思うんです。

それはやっぱり海上の森のこの森のフィールドだけを対象にするという意味じゃなくて、いろんな見方、いろんな捉え方というのをいかに話を重ね合うか。みんなが持っているナレッジというのをどう重ねていつて次の方針にしていくかと、その場だと思うんですね。その場を実現するためにはやっぱり指定管理者制度では絶対そぐわない話であると。そういう議論を議論の応酬になるのではなくて、いろんな見方を重ね合ってより新しいものを見つけ出すんだという、そういう場というものを持っていることが愛知県にとってすごく重要なことなんだということをアピールすべきだと思います。それが単なるフィールドの管理じゃないんだよと。それが自然とどう取り組むかという、いわゆる万博の自然の叡智ということはどう扱うのかと、まさに愛知県ならではの取り組みの1つとしてここがあるんだということをやっぱりアピールしていくべきだと思いますし、だから、私は最初に座長さんが言われたように意見書という形でもいいと思うんです。この場で意見書の議論を

するのがすぐわないのであれば、これが終わった後、有志の方が集まって意見書の相談をしても私はいいと思うんですよね。この公の場ではその議論はすぐわないかもしれません。私は座長さんが最初から言われた強い意志を持ってこのタイミングで意見を表明していくということがやっぱり重要なのかなと思いました。

【座長】 実はこれ、ある程度時間が切羽詰まった問題と思います。それで、まるっきりここで議論をして、それからだとちょっと時間的な不安があって、それで、あえて、少し越権とは思いますが、骨子案のようなものをつくりました。ただいまの先生のご意見というのは、骨子案の2に相当します。つまり里山管理というのはもうきちっと画一された手法があって、そのとおりにそれにのっかってやっていけばいいというものじゃない。今ここでやっているのは具体的には海上の場を使ってやっているわけなんだけれども、それは1つのモデルケースであって、手法の開発ですとか、そういうようなものであって、そういうものはある程度の案が確立されている宿泊施設、都市公園みたいなものとは事情も全く違うんだというふうなのが1つの指定管理者制ではすぐわない重要な論点だと思うわけです。

ついでに言いますと、県民との協働、県と県民との協働というのがありまして、一体、協働も極端なことを言えば県が金を出して、その金をもらって県民がやるんだって協働だぞというふうな話はある得ないわけではないんです。ただ、やっぱりこれも里山管理というのをどういうふうにやっていったらいいというのは、決まり切ったパターンがあって、あとは金を出すからやってくれで済むものならいいんですが、やはりそうではない。いろいろこういうふうにとやったら、いや、これじゃまずかった、こういうふうにとやってみよう、あっ、これはうまくいった、そういうふうな試行錯誤を重ねながら今モデルケースをつくり上げているところだと思うんですね。単に県と県民の協働というだけならば、県は金を出すんだから完全に手を引いたわけじゃないぞと言われる可能性はあるわけなんですけれども、やはりまだ試行錯誤の状態である。画一されたものではないというふうな状況から、まだまだ県が直接手を、管理運営を担っていかないといけないんじゃないかと思うわけです。

【委員】 県の直接的な管理運営のもとでノウハウの蓄積を行う必要がありますという部分について名古屋市も16区に生涯学習センターというのがありまして、それがこの4月から指定管理者制度で全く関係のない民間の業者が入って、それで、今までは社会教育主事が、小学校の先生とか行政職員もいたんですけども、全部引き揚げてセンターにいな

いんです。いなくて、どこかの施設に1カ所に集まって、事業があるときだけ出かけるということになるもんですから、完全に貸し部屋制度になっちゃうんですね。生涯学習という学習の部分が完全に抜け落ちてしまうということで、箱物をつくったけれども、どんどんそういうところを全部指定管理者制度で名古屋市も出していっているような状況で、魂がなくなってしまうというのをいろいろと見てきていると、海上の森センター、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

【委員】 この公開ヒアリングなんですけど、外部有識者の皆さんによるということですが、メンバーの皆さんを見ていると経済的な件に関する有識者の方で構成されていると思うんですが、この海上の森センターの管理というのは経済的な効果というものなかなか難しいのかもしれないと思うんですね。今後のコンセプトを明確化しろというふうに書いてあるんですが、今後のコンセプトが明確じゃないのいいんだよというところがあるのかなと思います。皆さんが今までずっとおっしゃってきたことだと思うんですが、何が悪いんだと。コンセプトが明確じゃないからいいんだと。海上の森をこうやってもしも指定管理に出すということを考えると、例えば海上の森の会さんと森林保全課ですから、もしかすると森の管理ということになればどこかの森林組合とかそういったところに出されてしまうと、ここは里山と一次林との混合の部分で、きちっとした今のような海上の森というものへのいざないができないような感じになっていくんじゃないかなということを多分この公開ヒアリングの委員の皆さんは理解いただけていないんじゃないかなというのをすごく……。

【委員】 経済界ばかり、肩書を見たら。

【委員】 そうですね。なので、全部この人たちの言うとおりにしたら森をちゃんとした材が出せるような森にしろと言うのかよくわかりませんが、コンセプトを明確化しないのいいことと。それこそ1位じゃなきゃだめなんですかという話ですよ。

【座長】 ちょっと言葉のあれだと思いますけれども、コンセプトはやっぱり明確にしないでちゃいけないと思います。実はそのコンセプトというのが私の骨子案の1番目に入ってくるわけなんですけど、やっぱり人と自然との共生、これが今後将来ともますます重要になる。そこがこの海上の森の一番のコンセプトなんだよと。里山という場を通して、元里山になってしまうわけなんですけれども、元里山という場を通して、この人と自然との共生を具体化していく。これはやっぱり県が直接かかわるべき責務であるというのが基本的なコンセプトだと思うんです。ただ、そのコンセプトを実現するための手法というのは委員

がおっしゃったとおりその手法が十分に確立されていない。だから、そこはまだこうやればいいと。逆に言うと、こうやればいいですよというのが決まっていれば、じゃ、外注にしてみえという話になるわけですが、そこが決まっていないうことなんだと思います。

それから、おそらくこの有識者の会議で議論に出たときに、指定管理者制というのは先ほど言いましたように公園だとか宿泊施設だとかに適用されるもの、逆に言いますと、海上の森センターというのは外の人が見ると海上の森という1つの公園みたいなものですね。それを管理しているだけの組織だというふうに思われてしまったのではないかという気がするわけです。実際にはそうではなくて、いろいろやっていることはもちろん我々は知っております。けれども、外の人に十分見えなかったというのは事実だと思います。ですから、そこをより見えるように努力をしていく必要があるのではないだろうかということを感じています。

【事務局】 お手元の資料の5—2にございますが、その右側に参考1でセンターの業務体系ということで、左のほうが県単独で、県民の皆さんとの協働だとか、その中では公の施設とか、ちょっと細かい図面を、これをもって具体的な説明をしたつもりですけども、結局理解されなかった部分は事務局の説明能力のなさということで、申しわけございませんでした。

【委員】 モリコロパークは指定管理になっていますか。

【事務局】 指定管理になっています。

【委員】 何でしたっけ、瀬戸市の小さい……。

【委員】 愛・パークは指定管理になっていません。単なる公園なので、維持管理をしているというだけであって……。

【委員】 誰が維持管理しているのですか。

【委員】 瀬戸市の職員です。

【委員】 当然清掃とか、そういう部分は部分的には業務委託というのはしますけれども、基本、指定管理であそこの運営そのものをということではないので、市が直営でやっているというふうに考えていただいていいと思います。

【委員】 瀬戸市はここにはかかわれないんですか。瀬戸市がここを管理する。

【事務局】 ほかの施設はありますね。県の施設を市が移管して管理するというのがありますけど。

【事務局】 あくまでも瀬戸市さんは協働相手ということで考えておりますので、連携、協働していただくと。

【委員】 何か今までにない形で県と瀬戸市と海上の森の皆さんと一緒に何かいい組織ってつくれないんですかね。

【事務局】 条例は変えられるものですから、そういう意味では、大学とか、教育機関とか、市とか、そういうもののネットワークなり連絡調整というのはできると思います。

【委員】 やっぱり万博の1つの公園で、向こうが指定管理ということはもうある意味では万博からも離れている部分ってあるじゃないですか。やっぱり海上の森が一番万博の魂でもあるので、むしろ何かそういう形で上手に残せれば、この関係をですね。

【事務局】 ただ、公開ヒアリングの結果はよく見ますと指定管理者の導入を含めて検討すべきということで、導入すべきとは言っていないので、今後も私ども、繰り返し県直営が大事だということも言っていきますし、今日皆様方から非常にありがたいというか、うれしいご意見もいただきましたので、引き続き頑張ってまいりたいと考えております。

もう一つ、今日先生方に言っていただきましたが、海上の森センターの業務はその性格上直営であるべきでございまして、ただ、県の行革大綱という私ども以外の管理部門から言わせると、直営であっても随時指定管理者制度は検討すべきという位置づけで、またしばらくたつと検討、人が変わって、例えば5年後とか、変わって、また検討せよということは十分考えられると思います。これは県の制度の流れで随時検討せよとなっておりますので、実は平成20年ぐらいもそういう話が出て、先ほど同様もう委託でほとんど出していますと。施設管理を委託に出していますということで、そのときは指定管理にする必要はないという意見が出たんですけどね。

【座長】 多分、私も県の各種委員から離れて、ほとんど全部やめていますのでなんですけれども、私の今までの経験からいえば、やはりある意味警告があったというのは事実だと思います。そのためには、1つは自然環境の保全というのは長期的な課題で、指定管理者制というのは当然期間が限られての委託になりますから、長期的な戦略というのは立てにくい。自然環境の保全というのはやはり長期的な戦略の上にやらずにちゃしようがない問題ですので、やっぱり指定管理者制度にそぐわないというふうなことは思います。

それから、次にこの問題を再燃させないためには、やはり海上の森の会ができることと、全部できるとなったら、じゃ、委託してしまえという話になるわけです。何ができないのか。つまり何が、要するに海上の森の会にできないことって一体何なんだというのを、こ

れをはっきりわかるようにさせておかないと、やっぱりそれ見たことか、委託してしまえという話になると思いますので、やはりそれを今後センターのほうで十分に、我々も含めて検討していかなくちゃいけないと思います。

私の個人的な考えを言えば、私たちが最初の委員会で自然史博物館をつくれという話をしたわけなんです、そのときに博物館機能は持たせないということで決着がついて現在のようになっちゃったわけなんです。今さらもうこの自然史博物館の話は蒸し返すつもりは全くありませんけれども、やはりここは小さくていいからやっぱり里山博物館的なひとつのある程度調査研究機能を持たせるようにしていかないと、つまり単純に実務、実践だけですとなかなか長期的に守り通すのは難しいんじゃないかという印象を私は持っております。そういうふうなことも含めて、提言書だとか意見書みたいなものでは強過ぎるといふようなご意見ですので、今回はこういうふうな話があったというふうなことを一応記録にとどめるか……。

【事務局】 考え方についてのご意見ということで、運営協議会の意見としてはこうこうこういう理由から、例えば、センターの管理運営は引き続き県が行うものであると考えるとか。意見書と同じかもしれませんが……。

【座長】 そのおおよその理由として、大体文面はもうあれですが、おおよその1、2、3、4のような内容で、そんなとんでもないことは書いていないと思うんですけども、こんなことではいかがでしょうかね。絶対ほかに加えるべきだとか、あるいはこれは削除すべきだというご意見がありましたらお願いしたいです。

【委員】 要は施設の管理ということになってしまうと指定管理者ではどうかという話になってしまって、それは今座長がおっしゃられた博物館でも多くの博物館が今指定管理者制度を導入されてしまっていて、結局、学芸員の方が育たなくなってしまうと大きな損失につながっているところがすごく多いですけども、やっぱり重要なのは、博物館も展示物を展示するだけというふうに捉えちゃうと、じゃ、指定管理者でいいんじゃないかという話になってしまいます。

博物館の役割のもう一つ重要なところとして、やっぱり皆さんのナレッジを重ねるということになるんですね。ワークショップを開くとか、講演会を開くとかいうところがあって、施設の管理だけじゃなくて、あるいは海上の森の会だけではできない話として、やっぱりいろんな見方のナレッジを重ねていって、それを発信するんだということをもっと重視した話が必要だと思うんですね。

そういうことを考えると、今までは海上の森大学とかがあったんですけど、海上の森大学の中身も来年度からがらりと変わってしまうということもあって、やっぱりみんなでディスカッションをしてそれを発信していくんだというようなところ、改めてその重要性を感じるわけで、そうすると、例えばこういう指定管理者制度がどうかと言われて先迫った時期なので、もう来月ぐらいからでもどんどんワークショップをやっていきたいと思います、そういうことを場所だけ提供していただければ、私、手弁当でも参加しますし、最初のうちは海上の森大学のOB会とか海上の森の会さんとかがみんなで聴衆になって、サクラで聴衆になっていただいてもいいんですけども、皆さんそれぞれいろんな話したいぞという話をしていただいて、自然発生的に月に1回ぐらいのペースでワークショップをやっているんですよみたいな、そこでいろんな話をする。1つの方向性じゃなくて、いろんな方向性の話が重なっていて、それを蓄積していくような、こういうこともどんどん生まれているんだよということを実績として重ねていく。先ほど言われたように、だんだん、最初のうちはやわらかな提案でもだんだん強力な話になってくると思うので、そういうときはやっぱり実績が物を言うことになるので、もし皆さんがご賛成していただけるなら、私の話でよければほんとうに手弁当で駆けつけますので、それはやりたいというか、やってほしい話だと思います。

【座長】 やはり実績が外から見えにくい、我々一生懸命やっているつもりなんだけど、やっぱり見えにくかったというのは事実だと思うんですね。だから、それがより見えやすい形にするための努力が今後とも我々自身に求められる。そういうふうなことを含めて、もしこの内容で、いや、絶対これはまずいととか、あるいはこれを加えるべきということがありましたら、できれば1週間以内くらいに海上の森の事務局宛てにご意見をいただければ幸いです。特にあれば、それを加えた上で再検討して、一度、座長としてのたたき台を出して皆さんにもう一回見ていただきたいと思います。それをもとに我々としてはこんなことを考えていると、表向きはもうちょっとソフトな形にするかというふうなことになると思いますけれども、意見をまとめたいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。そんなことでよろしいでしょうかね。

【座長】 それでは、そのほかに何か、もう大分時間が差し迫っておりますが、何かご意見、提案はありますか。

【委員】 今回覧いただいているものをちょっとだけ説明させていただきます。

海上の森に隣接する民有地、標高290メートルのところで某企業が開発行為を砂防法、

森林法に反して行ったということで、先日調査に入りました簡単なまとめでございますけれども、そのソーラーパネルを設置してある上流側のところが土砂がのり面のところで転圧はしてあるんですが転圧不足で、2日前にも雨が降りましたけれども、土砂が流れて、もともとの沢であったところの堆積した土砂の深さが30センチ以上を超えておりますので、濁水が発生をしているのと、それから、その土砂で何らかの影響が今後、6月の梅雨時であるとか、9月の台風するときであるとか、局地的な豪雨とか、そういうようなことでいろいろと篠田川の源流域等で影響が出てくるというふうに思われますので、さらなる注視をしてご対策等をご検討いただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

【座長】 その件についてもほんとうは議論をすべきだったんですが、何か県のほうから補足いただくことはありますか。

【事務局】 今、新聞紙上で皆さんご存じとは思いますが、関係部局というか、森林法だとか、砂防法だとか、それから……。

【座長】 文化財。

【事務局】 後から出てきましたが、それぞれの関係部局で法令に基づいてしっかり対応しろということで業者に強く指導しておるという次第です。たまたま今のところセンターのほうでも見回りをしていただいて、海上の森に今のところ影響はないということですので、それは安心しております。引き続き業者というか、強く指導していくということで、森林保全課だけじゃなくて、県庁一丸となって指導しておるという状況でございます。

【委員】 言うことを聞きますか。

【事務局】 一生懸命やると言っていたから……。

【委員】 口頭はおっしゃるけれども……。

【座長】 そのほか。

【委員】 先ほど委員がおっしゃったワークショップというふうなことを積み重ねていくと、とてもいいことだと思いますが、有志でとかでもいいと思うんですけれども……。

【委員】 有志でスタートしたほうが強いかと思えますね。

【委員】 そうですね。そんなことがあれば呼びください。

【座長】 それでは、ちょっと時間をオーバーしまして大変申しわけありませんでした。これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。ご協力どうもありがとうございました。